



平成21年8月31日

各 位

会社名 ウチダエスコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 武井 均
(JASDAQ・コード4699)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 齊藤 一洋
TEL 047-382-4141

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年8月31日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年10月15日開催予定の第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行の電気通信事業法では事業区分が廃止されているため、事業目的を変更するものであります。
(変更案第2条)
- (2) 株式の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条（株券の発行）および第9条（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。
- (3) 今後の業容拡大に伴う内部管理体制を整備するため、監査役会と会計監査人を設置するものであります。これに対応するため、所要の変更を行うものであります。
(変更案第4条、第26条、第27条)
- (4) 会計監査人を設置するに伴い、連結計算書類のインターネット開示を可能とするため、所要の変更を行うものであります。(変更案第15条)
- (5) 補欠監査役を選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任決議の効力を4年とするものであります。(変更案第23条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成21年10月15日(木)
定款変更の効力発生日 平成21年10月15日(木)

以 上

《定款変更の内容》

(下線は変更部分を示しております)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 (中略) (8) 電気通信事業法に基づく<u>第二種電気通信事業</u> (中略)</p> <p>(機関の設置) 第 4 条 当社は、取締役会<u>および</u>監査役を置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、1, 0 0 0 株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(株式取扱規則) 第 1 0 条 当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続および手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第 1 1 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(単元未満株主の権利) 第 1 2 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(基準日) 第 1 3 条 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>(招集の時期) 第 1 4 条 当社の定時株主総会は、毎年 1 0 月 2 0 日迄にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長) 第 1 5 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 (中略) (8) 電気通信事業法に基づく電気通信事業 (中略)</p> <p>(機関の設置) 第 4 条 当社は、取締役会、監査役、<u>監査役会および会計監査人</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則) 第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 (現行どおり) 第 1 0 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(基準日) 第 1 1 条 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>(招集の時期) 第 1 2 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第 1 3 条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示) 第17条 当社は、株主総会参考書類、計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当社に取締役20名以内を置く。</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。 2 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、</p> | <p>(決議の方法) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第17条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会) 第21条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるほか取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第 5 章 監 査 役 (員 数) 第25条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任方法) 第26条 監査役は株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役) 第28条 監査役は、その互選により常勤監査役若干名を選定する。 (新設)</p> <p>(報酬等) 第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第 6 章 計 算 (事業年度) 第30条 当会社の事業年度は、毎年7月21日から翌年7月20日までとする。 (剰余金の配当) 第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項の他、剰余金の配当は、別途定める基準日における最終の株主または登録株式質権者に行うことができる。</p> | <p>(報酬等) 第22条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数) 第23条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(選任方法) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役) 第26条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。 (監査役会) 第27条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第28条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 計 算 (事業年度) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(中間配当) 第32条 取締役会の決議により、毎年1月20日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第33条 剰余金の配当が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> | <p>(中間配当) 第31条 取締役会の決議により、毎年1月20日最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第32条 (現行どおり)</p> |

以 上